

第 28 回全日本ジュニア馬場馬術大会 2011

実施要項

1. 主 催 社団法人 日本馬術連盟
2. 共 催 公益財団法人 日本オリンピック委員会
3. 期 日 平成 23 年 7 月 16 日(土)～18 日(月・祝)
4. 担 当 全日本ジュニア馬場馬術大会実行委員会
5. 後 援 日本中央競馬会
6. 会 場 御殿場市馬術・スポーツセンター
静岡県御殿場市仁杉1415-1

7. 競技種目および実施課目

- 第1競技 ヤングライダー選手権
 - (1) JEF ヤングライダー馬場馬術課目 2009
 - (2) FEI 自由演技ヤングライダー馬場馬術課目 2009
- 第2競技 ジュニアライダー選手権
 - (1) JEF ジュニアライダー馬場馬術課目 2009
 - (2) FEI 自由演技ジュニアライダー馬場馬術課目 2009
- 第3競技 チルドレンライダー選手権
 - (1) JEF 第 3 課目 2009(B)
 - (2) JEF 第 3 課目 2009(A)

上記各競技の(1)の上位10選手が(2)に出場できるものとする。ただし、第1競技及び第2競技については(1)で55%以上のスコアを獲得しなければならない。なお、(2)に2頭で出場権を得た選手は、出場馬匹1頭を選手が選択する。上記各競技の(1)と(2)における各選手の得点率合計によりそれぞれの選手権者を決定する。

8. 参加資格

- (1) 選手の参加資格
 - ① 選手権の参加申し込み締切日において、日本馬術連盟騎乗者資格B級以上の取得者であること。
 - ② ヤングライダー(16～22歳) ジュニアライダー(14～18歳) チルドレンライダー(10～16歳)
なお、平成23年12月31日時点での年齢による。
 - ③ その他の事項は日本馬術連盟競技会規程第23版による。
- (2) 競技馬の参加資格
 - ① 参加申し込みの時点で日本馬術連盟に登録されている馬匹。
 - ② 着地検査中(少なくとも3ヶ月)の馬匹は参加できない。

9. 参加条件

- (1) 選手は第1競技、第2競技、第3競技に重複して申し込むことは出来ない。
- (2) 同一種目への出場は、1選手2頭を限度とするが、馬の出場は、同一種目1回限りとする。

10. 褒 賞

- (1) すべての実施競技と課目で表彰を行う。
- (2) 各選手権は、第10位までを入賞とする。第1位から第3位までに、会長賞、メダル、賞状、リボン、

17. 防疫

- (1) 下記の事項が記載された馬の健康手帳を携行すること。
 - ①入厩日の前年1月1日以降の馬伝染性貧血症検査の陰性証明
 - ②馬インフルエンザの予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・基礎接種として初回ワクチン接種をしてから21日以上・2ヶ月以内に2回目のワクチン接種を行い、その後、7か月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は1年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。
 - ・競技場へ入厩する6か月+21日以内に補強接種(または基礎接種の2回目)を受けていなければならない。
 - ・2008年3月31日以前に基礎接種を完了している馬については、基礎接種の後の最初の補強接種は、1年以内であれば可とする。
 - ③日本脳炎予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・当年5月1日以降に、2週間から2か月の間隔で2回実施していること。
- (2) 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前1週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
- (3) 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマまたは逆性石鹼で消毒すること。
- (4) 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中(3か月)の馬匹は出場できない。
- (5) 上記が守れない場合や、申請書類に不備がある場合、入厩を認めない。

18. 馬の管理責任者

競技会における馬の管理責任者は、本大会に参加する選手とする。
選手が18歳未満の場合は、国際馬術連盟一般規程第118条4. を適用する。

19. 打ち合わせ会

- (1) 平成23年7月15日(金)14時から会場内にて行う。
- (2) 参加団体の代表者1名は必ず出席すること(代理出席を認める)。
- (3) 打ち合わせ会で確認された事項を優先する。
- (4) 各競技(2)の出番は、各競技(1)の結果のリバースオーダーを基本とする。
- (5) 各競技(1)の出番は、あらかじめ実行委員会が抽選を行って決定する。

20. 表彰式

- (1) 表彰式の日程は、別途連絡する。
- (2) 表彰式には正装で参加し、正当な理由なく表彰式に参加しないものは入賞の資格を失う。なお、原則として選手が参加するものとするが、選手が参加できない場合は、代理を可とするが正装で参加すること。

21. その他

- (1) 出場選手のドーピング検査が行われる場合がある。
- (2) 自由演技に使用する音楽用媒体は CD のみ(MD及びテープは不可とする)とし、選手名、馬名、種目名を明記し、上位種目への申し込み時に提出のこと。なお、CD 作成にあたっては、入場曲付きとすること。バックアップ1枚を含む計2枚を提出する。
- (3) 資格を誤って参加申し込みした者については出場を取り消し、返金しない。
- (4) 人馬の事故がないよう十分注意すること。なお、万一の場合応急処置はするが、主催者はその責を負わない。
- (5) 参加選手は何らかの傷害保険に加入していること。
- (6) 参加選手は会員証・健康保険証を持参すること。
- (7) 厩舎地区は全面駐車禁止のため、車両は定められた駐車場を利用すること。
- (8) 一般車および馬運車等の移動・駐車は、実行委員会の指示に従うこと。
- (9) 厩舎地区およびその周辺は、参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。
- (10) 厩舎地区およびその周辺の清掃は、参加団体で協力して行い、ゴミは全て持ち帰ること。
- (11) 公共の施設を利用する一般的心得を遵守すること。
- (12) 注意勧告を受け、その後改善がみられない団体は、失格とする場合がある。